よく分かる!!!

消費税軽減税率制度セミナー



Opposition

2019年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられると同時に、食料品等の特定品目が8%の税率に据え置かれる『消費税軽減税率制度』が実施されます。

軽減税率制度の下では、売上や仕入を税率ごとに区分して経理する必要があります。このような事務は、軽減税率の対象品目を取り扱う事業者はもとより、全ての事業者に関係します。

本セミナーでは、軽減税率の基礎知識や制度のポイント等を分かりやすく解説いたします。

セミナー内容

【第1部】消費税軽減税率制度について

- 1.消費税軽減税率の基礎知識
- 2 . インボイス制度について
- 3.税率に関する経過措置



第1部 新開税理士事務所

師

居蔵 満彦

第2部 新開税理士事務所

持田 光宏

【第2部】キャッシュレス決済の基礎知識ほか

□開催日時:平成31年2月16日(土

10:00~12:00 (受付9:30~)

□参加費:無料

□定 員:20名(先着順・定員になり次第締め切ります)

□開催場所:広島市中区中町8-6フジタビル3F 新開税理士事務所セミナー室

□ アクセス : 広電 電車[袋町]下車 徒歩5分

セミナー申込は今すぐFAXで!

FAX: 082 - 243 - 8319

お申込み	セミナーに参加する セミナーに参加できないが、資料を希望する	参加できないが、詳しい話を聞きたい 第1希望日: 月 日 第2希望日: 月 日		
御社名		役職 氏名		
TEL		FAX		

主催:新開税理士事務所 【お問合せ】新開税理士事務所 TEL:082-241-8309

e-mail:info@shinkai-tma.com 担当:居蔵